

バリアフリー法の改正案について・ ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の 見直しに関する検討会について

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、高齢者、障害者等も含んだ**一億総活躍社会の実現**の必要性

《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：

- 全市町村の約2割(294/1,741)
3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(268/613)

[H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

- ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法案の概要

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「**共生社会の実現**」、「**社会的障壁の除去**」を明確化
- 「**心のバリアフリー**」として、**高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)**を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、**ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表**

※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の擬似体験)】

法案の概要

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

○市町村がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度**を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援(※予算関連))

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

当事者の参画する協議会の活用等により
定期的評価・見直し

○近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例**を創設
▶ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- **貸切バス・遊覧船等**の導入時におけるバリアフリー**基準適合**を義務化
- 建築物等の**バリアフリー情報**の提供を新たに**努力義務化**
- **障害者等の参画**の下、**施策内容の評価等**を行う**会議**の開催を明記



【バリアフリー対応のバス(ワイドバス)】



【遊覧船】

【目標・効果】 高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現

《KPI》・利用者3,000人以上/日である旅客施設の段差解消率:87.2%(2016年度末)⇒約100%(2020年度)

・国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京オリ・パラ大会関連交通事業者の割合:100%(2020年度)

・バリアフリーのマスタープランを定める市町村数: (新規) ⇒ 300(2023年度)

バリアフリー情報提供の意義

- 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化は着実に進んできたところではあるが、高齢者、障害者等が安心して外出するためには、どの施設がバリアフリー化されているかの情報を明らかにする必要がある。
- このため、障害者、高齢者等へのバリアフリー情報の提供の促進が必要。

道路管理者等による情報提供に係る努力義務

全国において、どこにバリアフリー化された施設があるか明らかにするため、バリアフリー基準への適合義務が課されている施設について、情報提供の努力義務を設ける。

<概要>

○対象施設

- ・新設等された

特定道路、特定路外駐車場(500㎡以上)、
特定公園施設、特別特定建築物(2000㎡以上)*

※条例により対象に付加されたものも含む

○情報提供の内容

- ・バリアフリー基準へ適合している旨
- ・障害者用トイレ、車椅子用駐車施設の有無

○情報提供の方法

ホームページ等にて行う。
(ホームページ等がない場合は、
問い合わせがあった場合に対応。)

【参考】

公共交通事業者等は、現行法上情報提供の努力義務が課されており、現にバリアフリー情報の提供が行われている(路線案内、施設等)。

市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性の向上のためには、バリアフリーマップが有用である。

このため、市町村がバリアフリーマップを作成する場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者の市町村の求めに応じた必要なバリアフリー情報の通知義務等を創設する。

<概要>

○対象施設

- ・義務: 特定旅客施設、特定道路
- ・努力義務: 特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

○情報提供の内容

- ・エレベーターの有無
- ・障害者用トイレ、駐車施設の有無や数 等

○市町村のバリアフリーマップの例

The image shows a screenshot of a website for '西武高槻店' (Seibu Takatsuki Store) with accessibility information. The table below summarizes the data shown on the website:

項目	内容
段差	なし
入り口幅	90cm
スロープ/斜路	無
エスカレーター	有
出入口の種類	自動
点字ブロック	有
駐車場	有
点字案内板	無
駐輪場	有
音声案内	無
手すり	有
多目的シート	有
洋式便器	有
ベビーカー	有
非常呼び出しボタン	有
ウォシュレット	有

The map on the right shows the location of the store in Higashi-Ogino City, with a red circle highlighting the specific location on the map.

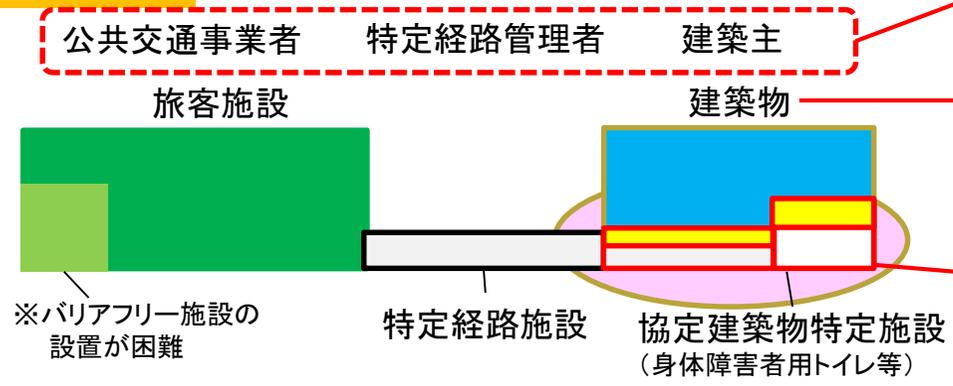
近接建築物との連携による既存旅客施設の移動等円滑化について

既存の地下鉄駅等の旅客施設においては、スペースの余裕がないために、バリアフリー等の設置ができない場合が生じている。

⇒ 近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

制度概要

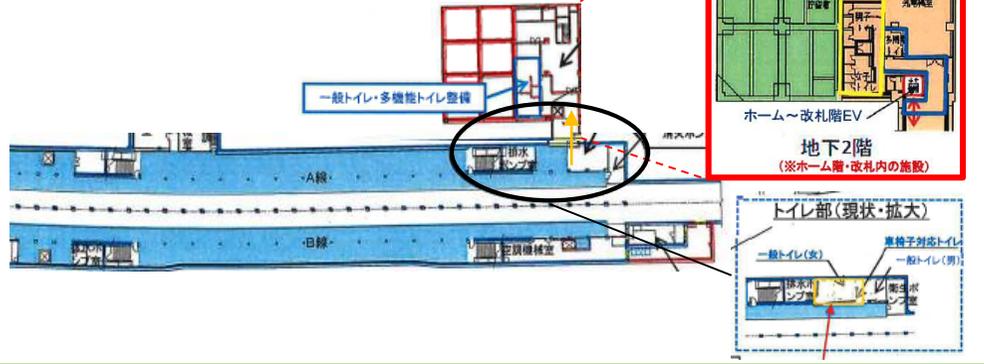
協定を締結



- ① 関係する土地所有者等全員の合意により、建築物特定施設及び特定経路施設に係る協定を締結(承継効付き)
- ② 協定建築物特定施設を含む建築物の建築等及び維持保全に関する計画を作成し、所管行政庁が認定
※旅客施設についてバリアフリー施設の設置が困難であること等についての大臣認定。
- ③ 協定建築物特定施設を誘導基準に適合させた場合、床面積の増分に対する容積率不算入の特例(協定建築物特定施設のうち増分部分)

制度の活用イメージ

困難な地下鉄駅の例



【制度の効果】

対交通事業者

スペースに余裕のない地下鉄駅でも、

- ・近接する建築物でバリアフリートイレを整備
- ・そこまでの経路を確保することでバリアフリー化

対施設管理者

旅客施設の基準適合のため必要となった建築物内のトイレ・経路等について、容積率の特例措置(不算入)

●地方条例について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能。(※必要に応じ、多雪区域や中心市街地等、特定の区域に限定した基準の付加も可能。)

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途(学校等)を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

※ただし、特定建築物用途以外の用途(倉庫、一戸建て住宅等)を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

※近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用(多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど)が必要とされている。

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20 (2017.10時点)

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

バリアフリー法第14条に基づく条例制定の状況

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

2016年12月時点

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	校 特別支援学	療 病院又は診	等 劇場、観覧	公 集会場又は	物 物販店舗等	旅 ホテル又は	官 官庁等	飲 飲食店	学 学校	事 事務所	宿 共同住宅、	社 保育所、福	施 体育館、水
岩手県	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—	2,000㎡※	—	—	—	—
山形県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	2,000㎡	—	—	—	—
埼玉県	全て	全て※	500㎡※	全て	200㎡※	200㎡	全て	200㎡	全て※	—	2,000㎡※	全て※	500㎡
東京都	全て	全て※	1,000㎡	全て※	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	2,000㎡※	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て※	1,000㎡	全て※	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	—	1,000㎡※	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て※	1,000㎡	全て※	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	—	1,000㎡※	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	—	2,000㎡※	500㎡	—
横浜市	1,000㎡	全て	300㎡	※	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	—	—	全て	1,000㎡
川崎市	全て	全て※	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	2,000㎡※	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※	—	—	—	—
長野県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—
高山市	全て	全て※	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	※	全て	—
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	—
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	3,000㎡	3,000㎡※	1,000㎡	—
大阪府	全て※	全て※	500㎡	全て※	200㎡※	1,000㎡	全て※	200㎡※	全て※	—	2,000㎡※	全て※	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※	全て	全て
鳥取県	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	—	全て	全て	全て
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	1,000㎡※	—	—	—	—
大分県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—
熊本県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	2,000㎡	—	—	—	—

※ 用途により対象規模が異なる

検討会設置の趣旨

- 高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められている。
- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境を整備することが要請されていることから、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、「ホテル又は旅館の客室」に係る基準の見直しに向けた検討を行う。
- このため、学識経験者、障害者団体等、施設管理者関係団体、審査側団体を交えた「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、ホテル又は旅館のバリアフリー客室等の整備状況や稼働状況等の現状分析等を実施するとともに、ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しの方向について検討する。

検討会の構成

構成員	学識経験者、障害者団体等、施設管理者関係団体、審査側団体（特定行政庁）、関係省庁※	※関係省庁はオブザーバーとして参加
事務局	国土交通省住宅局建築指導課 / 市街地建築課、(株)市浦ハウジング & プランニング、(一財)国土技術研究センター	

検討のスケジュール

時期	実施計画
2017(平成29)年 10月～	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホテル・旅館の実態把握のためのアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者関係団体所属ホテル・旅館と団体非所属ホテル・旅館に対する、ホテル・旅館のバリアフリー化の現状等(バリアフリー客室の数、面積、稼働率等)に関するアンケート調査の実施 ・地方公共団体に対する、ホテル・旅館のバリアフリー化推進に係る取組状況に関するアンケート調査の実施
2017(平成29)年 12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>第1回検討会の開催</u> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨説明、進め方の確認
2017(平成29)年 12月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者団体ヒアリング調査の実施 ○ ホテル・旅館ヒアリング調査の実施
2018(平成30)年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>第2回検討会の開催</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館の実態把握のためのアンケート調査結果の報告 ・ヒアリング調査結果の報告
2018(平成30)年 4～5月目途	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>第3回検討会の開催</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準について、素案を提示
2018(平成30)年 7～8月目途	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>第4回検討会を開催</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直し方向のとりまとめ

ホテルのUD客室数の基準

規制体系

○国は、床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物※の建築を対象に、バリアフリー基準(政令)への適合を一律に義務付け

※ 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(病院、百貨店、ホテル、老人ホーム、美術館など)

○地方公共団体は、条例において

- ・義務付け対象の拡大(対象用途の追加、対象規模の引き下げ)
- ・基準への付加(必要なバリアフリー性能の追加)を行うことが可能

誘導体系

○より高度なバリアフリー基準(省令)に適合する建築物について、所管行政庁が認定

○認定を受けた建築物は、下記の特例等あり

- ・容積率特例(延べ面積の10%を上限)
- ・バリアフリーのシンボルマークの表示が可能



シンボルマーク

<義務基準と誘導基準の関係>

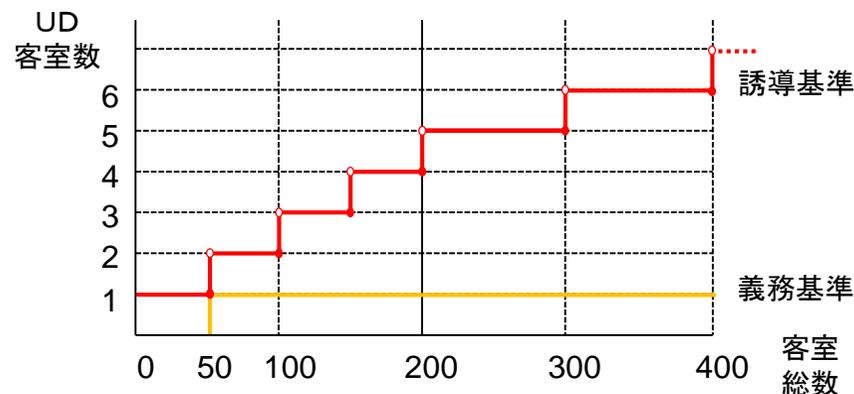
【義務基準】

客室総数50室以上の場合は、1以上

【誘導基準】

客室総数200室以下の場合は、2%以上

200室超の場合は、1%+2以上



※横浜市・高山市・鳥取県が条例において客室数基準を引き上げ

バリアフリー建築設計標準

○設計者、建築主等に対して、適切なバリアフリー設計や配慮事項について情報を提供するガイドラインとして「建築設計標準」を作成

○2020年オリパラ大会等も見据え、平成29年3月に設計標準を改正

【ホテル客室に関する主な改正内容】

- ・バリアフリーに配慮した「一般客室」の設計標準の追加
- ・既存客室の合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案

<バリアフリーに配慮した「一般客室」の事例>

